

指名停止等一覧表

(期間 令和3年4月1日 ~ 令和3年6月30日)

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間	該当事項	指名停止の理由
1	(株)秋田ディックライト	秋田県秋田市飯島字穀丁大谷地1-19	令和3年6月7日~令和3年9月6日 (3ヶ月)	別表第2 贈賄 及び不正行為 等に基づく措置 基準(公契約関 係競売等妨害)	(株)秋田ディックライトの元社員は、秋田県北秋田地域振興局発注の県道大館能代空港西線(鷹巣西道路)の入札2件について、当時の同振興局建設部長が漏洩した最低制限価格を算出するために必要な情報により、不正に落札したとして、令和3年5月8日、公契約関係競売等妨害の容疑で秋田県警察本部に逮捕された。 このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準(公契約関係競売等妨害)第8号イに該当し、契約の相手方として不適当であると認められたため。

注: 該当事項の欄には、部局所掌の「工事請負契約指名停止等措置要領」に定める別表第1及び第2に掲げる措置要件又は「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領」の別表に掲げる措置要件のうち該当するものを記入する。